## 居留地の事件簿～長崎歴史文化博物館収蔵「県庁文書」より～　　その１

安政５年（1858)、江戸幕府とアメリカをはじめとする５カ国との間に通商条約が結ばれました。その条約には箱館のほか神奈川、長崎、新潟、兵庫の４つの港を開港することが記されており、長崎は翌年の６月までに開港することが決定しました。これを受けて長崎では外国人のための居留地つくりが急務となり、戸町村大浦を幕府領とし大規模な埋め立て工事をともなう居留地の造営が３回に分けておこなわれます。居留地の完成後、そこには貿易の富を求めて多くの外国人が居住し、一種独特の雰囲気が存在したといわれています。当時の居留地に関する記録は長崎歴史文化博物館に収蔵されている「長崎奉行所文書」と明治期の行政文書いわゆる「県庁文書」のなかに克明に残されており、それらを紐解くことで居留地のようすを伺い知ることができます。今回は「県庁文書」のなかから今まであまり注目されていなかった視点で、居留地に関するいくつかの事件や話題をご紹介してみましょう。

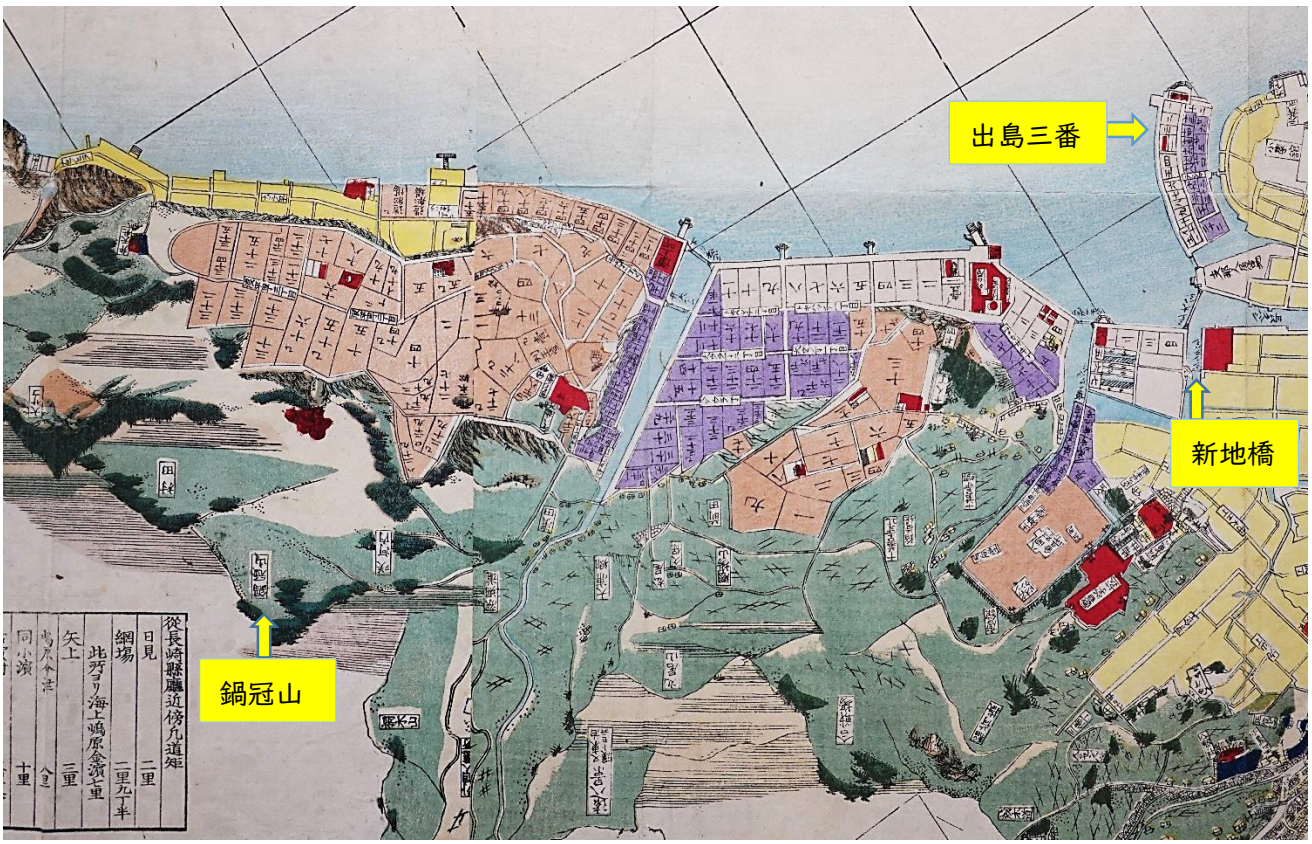


明治３年頃の居留地とその周辺（長崎歴史文化博物館収蔵「長崎港図　明治３年」より部分）

### 事件１．犬にかまれた鶴松『各国往復留　外務課　明治３年』(県書 14　260-２）より

この事件は、明治３年（1870）６月１４日夕方に起きました。新地蔵所（現在の新地中華街）と長崎市中に架かる新地橋の上で、オランダ人ファン・デ・ポル（J.J van der Pot）が連れていた犬が、たまたまそこに居合わせた日本人の鶴松に突然噛みついたのです。鶴松は両足に噛み傷を負い、この件を県庁の外務局に訴え出ました。訴えを受けた外務局はオランダ岡士※トムブリンキ(F.P.Tombrink)に対して、その場に目撃者もいたことを申し添えた上、事件の真相究明と飼い主の処罰を求めます。それは事件の３日後のことでした。

※「こうし」と読む　consul の音訳で領事のこと

長崎県庁からの訴状を受け取ったオランダ岡士は早速ポルから事情を訊き、「その日本人には遺恨はなかった。しかし犬が人に噛み付くことに対しては、豫妨（対策）がおこなわれてなかった」という供述をえました。おそらく首輪もリードもつけていなかったものと思われます。

そのしばらく後に１通の書翰がトムブリンキより長崎県庁に届きました。その内容は「今後この様な禍害をおこさないようにポル氏には厳重に説諭したので、今回はこれで許してほしい」というものでした。同綴にはこれ以降の記録は見当たらないので、この事件はこれで一応の解決をみたものと思われます。ご存じのように当時各国との間に結ばれたていた修好通商条約では領事裁判権を認めていたため、日本側はこれ以上強く処分を求めることができなかったと思われます。そういう意味では犬に噛まれた鶴松は不平等条約の犠牲者なのかもしれません。

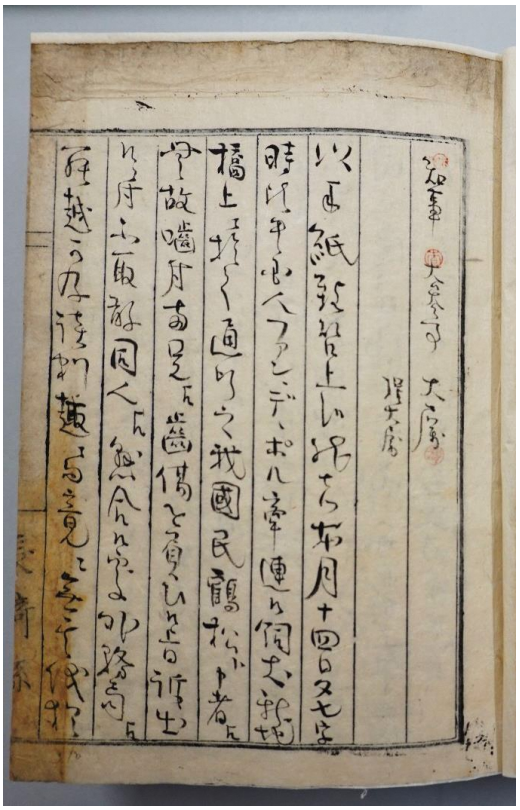
〔横山貞秀の筆によるオランダ岡士への訴状の写し〕

では、この事件の当事者のひとり、ファン・デ・ポルとは何者だったのでしょうか。その手掛かりは、やはり県庁文書のなかにありました。『明治三午年　外国人名前調帳　外務課外国管事役所（県書 14　13-6)』を開いてみると、“ファンデルポット”という人物が居留地出嶋三番に居住していることが記載されており、これはポルと同一人物と考えてほぼ間違いないと思われます。この出嶋三番の屋敷は歴代の出島商館長の住宅＝カピタン・ハウスとして使われており、この当時オランダ領事トムブリンクが一時帰国中のボードウィン（A.J.ボードウィン）から借り受けていました。驚くべきことに、ポルはオランダ領事と同じ屋敷に居住していたのです。このことから鶴松に噛みついた犬の飼い主？であるポルはそれなりの地位にあり、ボードウィンや領事トムブリンクとも親しい間柄だったことがうかがえます。したがってこの事件に対してのポルへの説諭がどの程度厳しいものであったかは疑問が残ることになりました。【その２へ続く】

長崎県文化振興課　橋本　正信

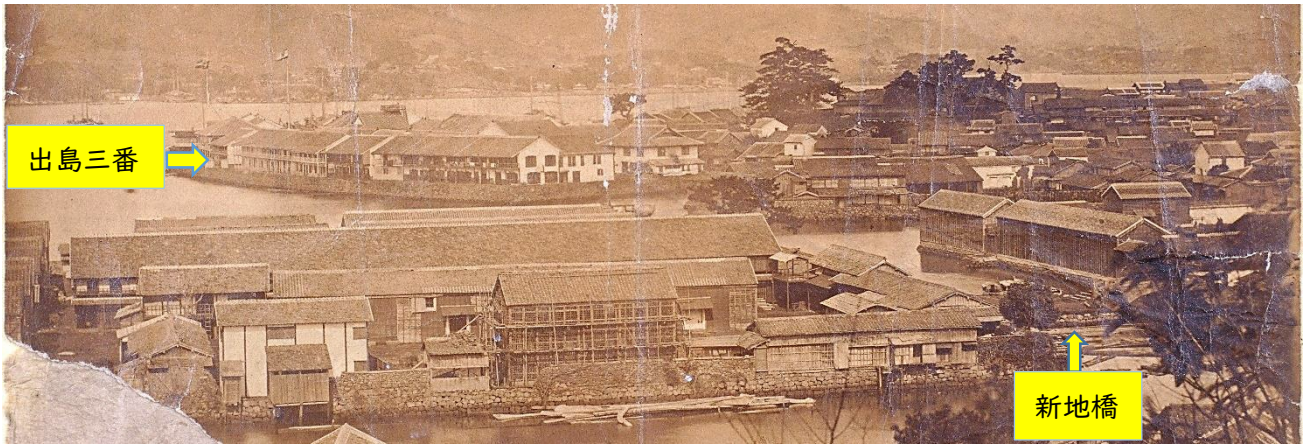

慶応元年（1865 年）６月頃に大徳寺跡から撮された長崎港の写真
（手前に新地蔵所、その後ろに出島が見える）